

十勝ものづくり総合支援補助金<よくある質問>

(他の支援制度との併用)

Q：アーリーステージ支援やとかち人チャレンジ支援と事業計画の棲み分けを行い、同時に応募することは可能ですか？

A：申し訳ありません。とかち財団では、より多くの企業に支援制度を活用いただきたいと考えておりますので、例え棲み分けを行っても、当方の複数事業を同時応募することはできません。ご了承ください。

Q：国や町の補助事業と重複して活用することはできますか？

A：可能です。但し、他の補助事業の分は本ものづくり補助金の対象経費とはなりません。また、重複する場合、他の補助事業を活用する部分と本ものづくり補助金を活用する部分を提案事業の中で棲み分けするよう、お願ひいたします。

(再度の応募)

Q：過去に応募して不採択となった案件を、再度、応募することは可能ですか？

A：可能です。但し、不採択となった提案をそのままではなく、内容を再検討いただき、ブラッシュアップして応募いただくことをお奨めします。

Q：過去に財団の助成事業に採択されたことがあるのですが、再度応募をすることは可能ですか？（過去採択案件と別案件の場合）

A：可能です。過去の採択案件と別案件であれば、何度でも応募できます。

Q：過去に財団の助成事業に採択されたことがあるのですが、再度応募をすることは可能ですか？（過去採択案件の延長線上にある発展型の場合）

A：可能です。但し、審査の過程では、過去に採択された事業の成果に対し、今回、応募いただく提案が更なる発展性のある内容であることが求められますので、前回、どこまで到達し、今回はそれを発展させてどういった成果に結びつけるのかをご提案ください。

(対象となる事業)

Q：既に自己負担で着手している取組み（完了していない）を応募することはできますか？

A：新規性・独自性のある取組みであれば、可能です。但し、補助対象は採択されてから実施する経費に限ります。採択前に実施していた費用は対象となりません。このため、申請書には既に着手開始済みである旨の説明と現在の進捗状況、及び採択後の事業予定や補助金が必要な理由を記載してください。

Q：事業費として10万円程度なのですが対象になりますか？

A：応募を拒むものではありません。但し、審査の過程では、低額事業の提案内容が本当に補助が必要か、自社で対応できないのかを問われますので、補助を必要とする理由を明確にして申請いただきたいと思います。

Q：物産展出展は一種の「販売会」と言えますが、販路開拓事業の対象になりますか？

A：その催事の主たる目的が「販路開拓」であって「営利販売では無い」事がポイントです。
バイヤー向け展示会で一部のサンプルを有償譲渡するケースは対象となりますが、
一般消費者向けの物産展にごく一部他社バイヤー等も含まれるというケースは対象外
です。

Q：競争力強化のための「HACCP認証」を取得したいのですが、こうした取組みは販路開拓事業の対象になりますか？

A：本補助金はHACCP、FSSC、アニマルウェルフェア、有機JASなどの認証支援が目的ではないため、「HACCP認証取得」のためだけでは対象となりません。但し、新規性・
独自性のある特定の商品について、「新たなものづくり」や「販路開拓」を行う内容であり、
その取組みに「HACCP認証」が必要不可欠なものであれば、取組み全体の一部として対象となる可能性がありますので、申請前にご相談ください。

Q：ビーガンをテーマにした飲食店を出店したいのですが、対象になりますか？

A：単なる出店では、そのテーマが例え「十勝では目新しい」ものであっても、新サービスの対象外となります。但し、全国のどこにもない新しい取組みであって、革新的な食提案や食生活のムーブメントを発信するような提案の場合、対象となる可能性がありますので、申請前にご相談ください。

Q：当社で開発する商品の加工委託先が道外の場合、補助金の対象となりますか？

A：加工委託先に地域制限はありませんので、対象となります。但し、商品開発は申請者が主体的に実施する必要があります。委託費は事業費総額の1/2以内となっており、委託先に開発を依頼することで取組みのほとんどが完了してしまう内容では、審査の際に厳しい指摘をされることになりますので、ご注意ください。

(対象となる経費)

Q：ものづくり補助金を活用して、とかち財団の検査分析、機器使用等の有料サービスの支払いは可能ですか？

A：可能です。但し、とかち財団との共同研究や受託事業への活用はできません。

Q：採択前の事前着手は対象外との事ですが、例えば見積依頼、発注、納品、支払いの流れの中で「着手」はどこからになりますか？

A：この場合は「発注」が契約行為にあたり、着手とみなすことになります。その前の見積依頼までは採択前でも許容されます。

Q：人件費は現在雇用している職員に付けても良いですか？

A：人件費を認める本来の意味は、本事業に専従される従業員について、その労賃を一部補助するものであり、既存の職員の給与に対し補助するものではありません。しかし、既存の職員が本事業を担当することで、通常業務以外の労役が発生する事例があることから、既存職員についても本事業を担当する時間に限り、人件費の補助を認めています。このため、対象経費として人件費を申請する場合には、対象となる職員が実際に本事業に従事したことが確認できる書類等の提出を求めることになりますので、提出書類が種類も量も相当なものになります。申請の手引き 5p の *14 をご確認の上対応して下さい。また、経営者(役員)を除く従業員が対象となります。